April 11, 2021



 **法務アップデート**

**（タイ）**

**Re: 法定金利（7.5％ → 3％）への低減、及び複利計算の禁止（分割金銭債務の場合）**

最近、タイだけではなく、世界的に金利安の傾向となっていることから、タイ民商法典の改正により、法定金利を年間7.5%から3%に低減する緊急勅令[[1]](#footnote-1)が発表されました。ただし、同緊急勅令より後発の勅令[[2]](#footnote-2)により、当該3%を増減させることも可能となりました。従い、今後の経済状況次第で、３% を下回る、或いは上回ること場合もあり得ます。

また、金銭債務の不履行の場合、不履行以降から返済までの間の法定遅延損害金利は、上記の法定金利＋2%と規定されました。従い、法定金利が3%だとすると、法定遅延損害金利は5％となります。これは、金銭消費貸借の場合に限定されず、金銭債務全般に適用されるため、契約違反や不法行為による損害賠償債務にも適用されると考えれます。今後の判例や当局による解説により、この点は明らかになることでしょう。

また、分割金銭債務について、不履行中に生じる金利を元本に組み入れて計算すること、つまり複利計算をすることの禁止が明文化されました。従い、そのような合意があってもそれは無効となります。

この度の民商法典の主な改正箇所は以下の通りになります。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 元来 | 新条文 | 適用日 |
| 金利が明記されていない場合 | 第7条：利息の支払いが必要な場合、その率が法律行為、また法律の条文上、明確に定められていない場合、それは年間7.5％とする。 | 第7条：利息の支払いが必要な場合、その率が法律行為、または法律の条文上、明確に定められていない場合、それは年間7.5％とする。第一項にある率は、国の経済状態に適するよう、勅令の施行により増減させることができる。原則的に、財務省は、それを可能な限り商業銀行の預金金利と貸出金利の間になるべく、当該金利を三年毎に考査する。 | 2021年4月11日以降の利息計算に適用 |
| 債務不履行の場合 | 第224条：金銭債務の不履行期間中の金利は年間7.5％とする。債権者は、その他正当な根拠により、より高い金利を要求することができる場合、その支払い義務は存続する。不履行に対する金利に対する金利を支払ってはならない。追加的な損害の証拠は認められる。 | 第224条：金銭債務は、不履行期間中、第7条に規定されている率に年利２％と加えた金利が発生する。債権者は、その他正当な根拠により、より高い金利を要求することができる場合、その支払い義務は存続する。不履行に対する金利に対する金利を支払ってはならない。追加的な損害の証拠は認められる。 | 2021年4月11日以降の不履行に適用 |
| 債務不履行の場合 | （該当条文無し） | 第224/1条：債務者が債務を分割返済する義務を負い、当該債務者が支払不履行を起こした場合、債権者は、当該不履行期間中に関し要求できる金利は、未払いとなっている分割金の元本に対してのみとする。第一項に反するあらゆる合意を無効とする。 | 2021年4月11日以降の未払い分割金に適用 |

COMMENTS

一般的に、法定金利は、利率を明記しないローンがある場合、適用される金利であるため、通常普通の会社は第7条及び第224条の改正により影響はほぼ無いと考えられます。何故なら、2,000バーツ超のローン契約は原則的に文書、及び債務者による署名が無い限り強制力を有さない[[3]](#footnote-3)ため、会社はローンを提供、または借りる場合、通常、契約書を作成し、そこに利率を明記すると考えられるため、法定金利を参照することはほとんど無いと思われます。

一方、今回新たに設けられた第224/1は、契約書面上、分割返済の不履行・遅延に対する複利計算の合意が明記されてたとしても、それは認められない意味において第7条、及び第224条と区別ができると言えます。

ところで、法定金利は、高利貸率と混同してはなりません。タイにおいて認められる金利の上限は、原則的に年間15％に限られています[[4]](#footnote-4) 。原則的にそれを超過して金利を債権者に支払う義務はありません。

西上床　満

NNP Advisory Ltd.

[www.nnp-advisory.com](http://www.nnp-advisory.com)

1. Emergency Decree Amending the Civil and Commercial Code B.E. 2564 (A.D. 2021) [↑](#footnote-ref-1)
2. 勅令＝Royal Decree [↑](#footnote-ref-2)
3. CCC, Section 653 [↑](#footnote-ref-3)
4. CCC, Section 654 [↑](#footnote-ref-4)